

戸籍の届け出

手続きは市民課・支所の窓口で

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し証明するものです。

子どもが生まれたとき、結婚・離婚するとき、家族が亡くなったときなどは、市民課(市役所1階)または下総・大栄支所に届け出をしてください(遠山・赤坂分室では受け付けできません)。

届け出をするときは、次のことに注意してください。また、外国籍の人は、届け出の種類や国籍によつて必要な書類が異なるため、市民課(☎20・1525)へ問い合わせてください。

○出生届：子どもの名前には、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナを使用する

○死亡届：使用する火葬場を決めてから届け出をする

○婚姻届：届け書に成人の証人(2人)が署名・押印をする。未成年者は父母の同意書を用意す

る

○離婚届：協議離婚のときは、届け書に成人の証人(2人)が署名・押印をする。離婚後も婚姻中の氏を称するときは、離婚の日から3カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する

本人確認

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子縁届・認知届を提出する際は、届け出に来た人の本人確認をします。運転免許証やマイナンバーカード、顔写真付きの住民基本台帳カード、パスポート、保険証など本人確認ができる物を持ってきてください。

休日の届け出

日曜日の午前8時30分～午後5時15分は、市民課で届け書を受け付けます。それ以外の時間帯は「休日夜間受付」(市役所地下1階)で届け書を預かり、翌開庁日

に審査した後、受理します。受理日は休日夜間受付で預かった日となります。添付書類が不足している場合などは、再度来てもらうことがあります。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

ウォームビズ

市役所で省エネ対策

市では、11～3月に、省エネ対策としてウォームビズ(室温20℃を目安とした空調の稼働、フリースなどの重ね着や膝掛けなどを活用した過度に暖房に頼らない執務)を実施しています。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

消費税軽減税率制度説明会

事業者を対象に

消費税の軽減税率制度は、2019年10月1日からの消費税率10

パーセントへの引き上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取り扱いがあったり、会議費や交際費として飲食料品などを購入したりする事業者や、消費税の免税事業者も、取り扱い商品の適用税率の確認や、適用税率ごとの区分経理などの準備が必要です。

税務署では、制度の実施に向け事業者を対象とした説明会を開催します。

日時 11月22日(木) 午前10時～11時30分、午後1時30分～3時
会場 中央公民館

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)へ。

動物による危害防止対策強化月間

飼い主はマナーを守って

動物を飼っている人は、次のことに注意しましょう。

- 犬を飼うときは必ず登録し、狂犬病予防注射を毎年受けさせる
- 犬の放し飼いはしない
- 犬の散歩は短い引き綱を付け、動きを制御できる人が行い、散

歩中にした排せつ物は持ち帰る

○猫は室内で飼う

○動物に迷子札などを付け、飼い主が分かるようにする

○猿・蛇・ワニなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可を得る

捨て犬・捨て猫の禁止

動物を捨てる行為は犯罪で、法律で100万円以下の罰金が科されます。

捨てられて保護された犬・猫は引き取る人がいないと処分されます。ペットは責任を持って最後まで面倒を見ましょう。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。



大切に育ててね

労働保険適用促進強化期間

事業主の皆さんへ

労働者を1人でも使用する事業主(農林水産業の一部を除く)は、労働保険(労災・雇用保険)への加入が法律で義務付けられています。まだ加入していない事業主は、手続きしてください。

※くわしくは千葉労働局労働保険徴収課 ☎043・221・4317へ。

犯罪被害給付制度

被害者や遺族への支援

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な危害を受けるなどした被害者に対し

国が給付金を支給するものです。また、市では「成田市犯罪被害者等支援条例」に基づき、支援金を支給しています。

※くわしくは県警本部警務課犯罪被害者支援室(☎043・201・0110 内線2704)へ。条例については交通防犯課(☎20・1527)へ。

空き地の管理

草刈り機を無料で貸し出し

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりするなど、周囲に迷惑が掛かります。また、通行の妨げや火災の原因となりかねません。空き地の所有者は早めに草を刈るなど、土地の管理に努めてください。

市では、草刈り機を無料(刈り刃と燃料は個人負担)で貸し出していますので利用してください。※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

女性に対する暴力をなくす運動

悩みを抱えないで

11月12日(月)～25日(日)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。これに合わせ、全国一斉に法務局職員や人権擁護委員がさまざまな相談に応じます。一人で悩みを抱え込まず、気軽に相談してください。

女性の権利ホットライン

日時 11月12日(月)～18日(日) 午前8時30分～午後7時(17日(土)・18日(日)は午前10時～午後5時)
内容 配偶者などからの暴力、ス

トーカー被害など、女性の権利問題に関する相談
電話番号 0570・070・810

千葉県女性サポートセンター

日時 24時間年中無休
内容 配偶者などからの暴力や家庭・生活などに関する相談
電話番号 043・206・802

※くわしくは各相談窓口へ。

年末調整説明会

給与事務担当者を対象に

平成30年分の年末調整と法定調書・給与支払報告書について説明会が開催されます。
日時 11月9日(金) 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分
会場 中央公民館

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)または市民税課(☎20・1513)へ。

成田市民憲章の推進

住んでいて良かったと思えるまちづくりを

「成田市民憲章」は、市民の幸せを願い、未来への理想を掲げ照

和46年11月3日に制定されました。「住んでいて良かった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進していくために、市民憲章が掲げる5カ条の精神を未来へ継承していきましょう。

成田市民憲章

信仰のまち、世界に通ずるまち成田はわたくしたちのふるさとです。

ゆたかな自然と文化にめぐまれてきたわたくしたち成田市民は、大きな希望と誇りをもって世界に伸びようとしています。

わたくしたちは、成田のかがやかしい発展とおたがいのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめます。

- 一 親切な心で平和な成田をつくりましょう。
- 一 よろこんで働き豊かな成田をつくりましょう。
- 一 きまりをまもり住みよい成田をつくりましょう。
- 一 自然と文化を大切にしましょう。
- 一 若い力をそだて明るい成田をつくりましょう。

※くわしくは総務課(☎20・1510)へ。

市長日誌

10月1日～15日

1日	成田ナンバー版図柄入りナンバープレート出発式
5日	獣魂祭
6日	成田スポーツフェスティバル 大利根地区・小御門地区敬老会
7日	中郷地区敬老会 成田からくり時計完成披露式典
8日	ツール・ド・ちば2018出発式 公津地区敬老会
11日	産業まつり実行委員会 千葉県安全で安心なまちづくり旬間合同防犯キャンペーン
13日	中台地区敬老会 NARITA花火大会in印旛沼
14日	昭栄地区敬老会 橋賀台地区敬老会
15日	首都圏中央連絡自動車道建設促進会議総会



出発式であいさつ(1日)

冬の大气污染防治対策

車の使用と暖房は控えめに

県では、11～1月を「大気汚染防止のための冬期対策期間」としています。冬期は大気がよくみ、汚れやすくなります。大気汚染物質の一つである窒素酸化物の排出削減のため、次のことを心掛けましょう。

- 公共交通機関の積極的な利用
- 車の使用時はアイドリング・ストップ

市長選挙の立候補予定者説明会を開催

12月23日(日・祝)執行予定の成田市長選挙に立候補を予定している人を対象に「立候補予定者説明会」を行います。立候補を予定している人、またはその代理人は必ず出席してください。会場の都合上、出席者は1候補者につき2人以内でお願いします。

日時=11月15日(木)午後1時30分から

会場=市役所6階中会議室

※くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111 内線3152)へ。

トップなどのエコドライブ
○暖房温度は20℃を目安に設定
※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

自動車税

滞納処分を強化

県では、自動車税を未納の人に
対し、預貯金、給与、自動車などの差し押さえを強化します。未納の場合は、早めに納付してください。

※くわしくは佐倉県税事務所(☎043・483・1150)または県税務課(☎043・223・2127)へ。

ウッドチップの無料配布

公園の伐採樹木を活用

公園の伐採樹木や剪定した枝・葉などを破碎したウッドチップを無料で配布します。

日時=11月20日(火)～22日(木)午前10時～午後3時(なくなり次第終了)

配布場所=大谷津運動公園野球場3塁側外周

対象=市内在住で、袋詰め・積み込み・運搬を自分でできる人

持ち物=袋、スコップ

※希望する人は当日直接配布場所へ。
くわしくは市体育館(☎26・7251)へ。

ちばの食育月間

食生活の大切さを考える

県では、旬の食材が豊富に出来る11月を「ちばの食育月間」とし、期間中に実施するさまざまなイベントを通して食育の普及啓発を図っています。皆さんも食に関する正しい知識を身に付けるなどして、食生活の大切さを考えましょう。
※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。



税を考える週間

国税庁の取り組みを紹介

11月11日(日)～17日(土)は「税を考える週間」です。

税務行政に対する知識と理解を深めてもらうため、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で国税庁の取り組みなどを分かりやすく最新のデータで紹介するか、税務職員の業務を映像で紹介しています。

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)へ。

全国瞬時警報システム

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム(Ｊアラート)とは、自然災害に関わる気象情報の特別警報など国から送られてくる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市では、この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行います。

放送を聞き逃したときは、防災行政無線テレホンサービス(☎01

20・38・3898)で確認することができます。

日時=11月21日(木)午前11時
放送内容=「これは、Ｊアラートのテストです(3回繰り返し)」、こちらは防災なりたです」、防災行政チャイム

※当日の災害発生状況や気象状況により、中止になる場合があります。くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

標準営業約款制度

Sマークを知っていますか

標準営業約款(Sマーク)は法律で定められた消費者擁護のための制度です。

店頭でSマークを掲げている理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店は、厚生労働大臣認可の約款に従って営業している安全・清潔・安心な信頼できる店舗です。

※くわしくは千葉県生活衛生営業指導センター(☎043・307・8272)へ。

